

生息環境検討部会 規約 (改定案)

(名称)

第1条 「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という。) 規約第5条に基づき「生息環境検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討部会は、次の事項について、検討を行う。

- (1) 協議会規約第2条の内、越後平野における指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関する事項
- (2) その他、協議会の会長又は検討部会の部会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び副部会長は、事務局の推薦によりこれらを定める。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、部会の円滑な運営と進行を総括する。副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は、部会の検討経緯及び結果を協議会に報告する。
- 4 委員は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(検討部会の招集)

第4条 検討部会は、協議会の会長又は検討部会の部会長が招集する。

- 2 検討部会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討部会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

(会議等の公開)

第6条 検討部会の会議は野生動植物の保護の観点から原則として非公開とする。議事要旨については、会議後に公表する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規約は、令和5年1月16日から施行する。

令和6年〇月〇日一部改定